

令和８年度県有PR車両「でり・ばりキッチン 阿波ふうど号」の
デザイン及びラッピング更新業務 仕様書

1 委託業務名

令和８年度県有PR車両「でり・ばりキッチン 阿波ふうど号」のデザイン及びラッピング更新業務

2 業務の目的

県有PR車両『でり・ばりキッチン 阿波ふうど号』の機動力と発信力を最大限に活用し、徳島県の豊かな食の魅力を県内外へ広く発信することで、県産品の販路拡大およびブランド力の向上を図る。あわせて、県外においては徳島県の食のみならず、観光・文化の情報発信拠点としての機能を担い、交流人口の拡大及び徳島県の知名度向上に寄与することを目的とするため、外装デザインの刷新を行う。

3 委託期間

契約締結日から令和９年１月２９日までとする。

4 委託する業務の内容

(１) デザイン制作業務

ア 業務の概要

県が作成したデザイン原案（別紙１）をもとに、プロの視点と専門技術によりブラッシュアップを行うこと。徳島県産農畜水産物並びに観光・文化等の総合的PRの観点から、トラック各部位の特性を最大限に活かした効果的な外装デザインを制作すること。

イ 業務執行体制及び進行管理

デザインの制作・決定にあたっては、県担当者と事業者のデザイナーが綿密な協議を行える体制を構築すること。また、初回提案で完了するものではなく、県が最終承認するまで複数回の修正、調整作業が発生することを前提にスケジュール及び人員体制を確保すること。

ウ 成果物

印刷用データ（Illustrator形式等の電子データ）及び確認用データ（PDF形式等）を提出すること。

エ 成果物の所有権及び著作権等の取扱い

（ア）所有権

本業務により作成された成果物（電子データを含む）及び施工された外装フィルムに関する所有権は、県が検査を完了し、引き渡しを受けた時点で県に移転するものとする。

（イ）著作権

本業務において制作されたデザインについては、今後ノベルティの作成や広報用素材として多目的に活用することが見込まれるため、著作権（著作権法第27条及び第28条に規定する権利を含むすべての権利）は、前項の所有権移転と同時に徳島県に帰属するものとする。また、受託者は県及び県が指定する第三者に対して著作権人格権を行使しないものとする。

（2）ラッピング張替業務

ア 業務の概要

「でり・ばりキッチン 阿波ふうど号」の現行の外装フィルムを剥離し、下地処理等必要な処置を行った上で、（1）で制作した新デザインに基づくフィルムを作成し、車体への確実な貼り付け作業を行うこと。

イ 貼り付け箇所

トラックボディ部分（両側面、後面及び上面等）並びにトラックキャビン部分（上部等）。具体的な貼り付け箇所及び面積等については別途県と協議のうえ決定すること。

ウ 品質及び保証要件

使用フィルム及び工法については、屋外での車両使用に十分耐えうる高い耐候性・耐久性を有するものを選定し、耐用年数は4年以上を見込むこと。また、通常使用における不具合の発生については、原則として引き渡し後3年間の無償修繕期間を設けること。

エ 作業期間及び納期

外装張替の作業については、原則として令和8年12月10日を作業開始日とし、令和8年12月22日までに県へ引き渡し（納入）を完了すること。ただ

し、天候等のやむを得ない事情や作業工程上延長が必要な場合は、事前に県と協議の上、令和9年1月20日を限度として引き渡し期限の延長を認める場合がある。

5 業務対象経費等

(1) 対象となる経費

- ア 事業実施に必要な経費として、人件費、報償費、旅費、需用費、役務費、使用料及び賃借料等
- イ その他事業を実施するために必要と認められる経費
- ウ 対象経費は、他の経費と区分して整理すること。

(2) 対象とならない経費

- ア 機械・機器等の購入経費
- イ 土地・建物を取得するための経費
- ウ 国や地方公共団体等の補助金、委託費等によりすでに支弁されている経費
- エ その他、事業との関連が認められない経費

6 その他留意事項

- (1) この仕様書に定めのない事項については、県と協議の上、決定するものとする。
- (2) PR車両の概要等については、別紙2及び3を参照すること。
- (3) デザインに「阿波ふうどロゴマーク」は、使用しないこと。
- (4) 車両の愛称は、デザインに即した名称へ変更する予定である。